

障害のある人やその家族の皆さんへ

各種手当・制度に該当すると思われる人は、相談してください。

1 特別児童扶養手当

対 身体、知的または精神に障害のある20歳未満の人を監護している保護者

手当額 ▶ 重度(1級) …月額56,800円
▶ 中度(2級) …月額37,830円

2 障害児福祉手当

対 身体または精神に重度の障害があるため、日常生活で常に介護を必要とする在宅の20歳未満の人

手当額 月額16,100円

3 特別障害者手当

対 身体または精神に著しい重度の障害があるため、日常生活で常に特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の人

手当額 月額29,590円

4 重症心身障害児福祉年金

所得制限無

対 市内に居住している20歳未満で、身体障害者手帳1・2級および療育手帳を持っている人またはその養護者

年金額

- ▶ 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・A・Bを持っている人…年額36,000円
- ▶ 療育手帳Bを持っている人…年額24,000円

5 腎臓障害者通院助成金

所得制限無

対 市内に居住する腎臓機能障害のための人工透析治療を受けている人

支援額 人工透析治療のために通院した場合の交通費で、バス運賃相当額の4分の1の額

6 障害者通所交通費給付金

所得制限無

対 市内に居住して施設に通所する障害のある人で、1カ月に5日以上公共の交通機関または自家用車などを利用して通所する人

給付額 交通費の一部

- 申問 ▶ ①～⑦・⑨…福祉課(☎44-9149)
▶ ⑧…医療介護保険課(☎44-9145)、
上下支所市民生活係(☎62-2114)

7 重度心身障害者医療費助成制度

対 市内に居住する身体障害者手帳1・2・3級および療育手帳A・A・Bを持っている人
支給額 医療を受けた場合の一部負担金を除く自己負担相当額

※一部負担金は、医療機関ごとに1日当たり200円。一部負担金を支払う上限日数は、通院は月4日、入院は月14日。

8 特別障害給付金

対 国民年金に任意加入していなかった期間に初診日があったため、障害基礎年金を受給していない人で、現在、国民年金法施行令の1級・2級の障害の状態にある、次の要件に該当する人

- ▶ 平成3年3月以前の国民年金任意加入の対象であった学生
- ▶ 厚生年金または共済組合などに加入している会社員や公務員などの配偶者(昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象者)

給付額

- ▶ 1級に該当する場合…月額56,850円
- ▶ 2級に該当する場合…月額45,480円

9 その他

所得制限無

障害児通所支援の利用者には、

「障害児施設食費負担金」、「障害児通所交通費」、「利用者負担軽減給付金」の助成制度があります。

「つなごうDay」イベント開催

障害者の社会参加促進と障害者に対する理解を深めるため、イベントを実施します。障害のある人を支援する施設や活動団体による活動紹介・販売・体験などのほか、盲導犬のデモンストラーションやけん玉パフォーマンスもあります。詳しくは、社協HPを確認してください。

時 12月13日(土) 10時～15時

所 i-coreFUCHU

問 障害者週間記念事業実行委員会事務局
(府中市社会福祉協議会内・☎47-1294)